

官報号外 昭和三十二年四月二十六日

○第二十六回 参議院會議錄第三十号

昭和三十二年四月二十六日(金曜日)午後二時三十九分開議

議事日程 第二十九号

昭和三十二年四月二十六日

午後一時開議

第一 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)(委員長報告)

(委員長報告)

第三 北海道開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 市町村職員共済組合法の一
部を改正する法律案(第二十五
回国会内閣提出、第二十六回国
会衆議院送付)(委員長報告)

(委員長報告)

第五 防衛庁設置法の一部を改
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

(委員長報告)

第六 自衛隊法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

(委員長報告)

議院運営委員

杉山 昌作君

日本放送協会昭和三十年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書

同日本院は、電波監理審議会委員に秋
山龍君及び丹羽保次郎君を任命するこ
とに同意した旨内閣に通知した。

同日本院において採択した国営電気農
業水利改良事業促進に関する請願外四
十四件の請願は、即日これを内閣に送
付した。

同日本院は、内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

同日本院は、内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本科学技術情報センター法案

○議長(松野鷹平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

同日予算委員会において当選した理事
は左の通りである。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本科学技術情報センター法案

一昨二十四日議長において、左の常任
委員の辞任を許可した。

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よって議長は即日こ
れを運輸委員会に付託した。

小型船海運組合法案(木村俊夫君外
二名提出)

同日本院は、内閣提出案は、即日これを衆議院に送
付した。

同日本院は、内閣提出案は、即日これを衆議院に送
付した。

日本科学技術情報センター法案

昨日議長において、常任委員の補欠を
託した。

同日議長は、内閣提出案は、即日これを衆議院に送
付した。

同日本院は、内閣提出案は、即日これを衆議院に送
付した。

同日本院は、内閣提出案は、即日これを衆議院に送
付した。

同日本院は、内閣提出案は、即日これを衆議院に送
付した。

日本科学技術情報センター法案

昨日議長において、常任委員の補欠を
託した。

同日本院は、内閣提出案は、即日これを衆議院に送
付した。

同日本院は、内閣提出案は、即日これを衆議院に送
付した。

同日本院は、内閣提出案は、即日これを衆議院に送
付した。

同日本院は、内閣提出案は、即日これを衆議院に送
付した。

日本科学技術情報センター法案

判事補の職権の特例等に關する法律案

の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

地方財政法及び地方財政再建促進特

別措置法の一部を改正する法律案

日本科学技術情報センター法

成田 一郎君

前田佳都男君

斎藤 昇君

西田 信一君

前田佳都男君

武藤 常介君

成田 一郎君

河野 謙三君

杉山 昌作君

大谷 篠潤君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

議院運営委員 河野 謙三君
懲罰委員 前田佳都男君

同日委員長から左の報告書を提出した。

滞納処分と強制執行等との手続の調

整に関する法律案可決報告書

北海道開発公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案修正可決報告書

旅館業法の一部を改正する法律案修正可決報告書

防衛隊法の一部を改正する法律案可決報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案可決報告書

正議決報告書

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案修正可決報告書

旅館業法の一部を改正する法律案修正可決報告書

正議決報告書

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。本院において指名する委員の数は、五名でございます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) ただいまの選挙は、その手続を省略いたしまして、議長において指名することの動議を提出いたしました。

○議長(松野鶴平君) 私は、宮田君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 宮田君の動議に御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、滞納

処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山本米治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(松野鶴平君) この際、日程に道建設審議会委員に、青木一男君、伊能繁次郎君、岩沢忠恭君、羽生三七

君、村上義一君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) よって議長は、国土開発総貫自動車道建設審議会委員に、青木一男君、伊能繁次郎君、岩沢忠恭君、羽生三七

君、村上義一君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に道建設審議会委員に、青木一男君、伊能繁次郎君、岩沢忠恭君、羽生三七

君、村上義一君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

めます。

内閣が同君を特派大使に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもつて、内閣が同君を特派大使に任命することができるとして譲渡されました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、滞納

処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山本米治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(松野鶴平君) この際、日程に道建設審議会委員に、青木一男君、伊能繁次郎君、岩沢忠恭君、羽生三七

君、村上義一君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

めます。

第二章 滞納処分による差押に対する強制執行等

第三章 強制執行による差押

第四章 財産に対する滞納処分

第五章 有体動産に対する滞納

第六章 不動産又は船舶に対する強制

第七章 有体動産に対する強制

第八章 不動産又は船舶に対する強制

第九章 有体動産に対する強制

第十章 不動産又は船舶に対する強制

第十一章 有体動産に対する強制

第十二章 不動産又は船舶に対する強制

第十三章 有体動産に対する強制

第十四章 不動産又は船舶に対する強制

第十五章 有体動産に対する強制

第十六章 不動産又は船舶に対する強制

第十七章 有体動産に対する強制

第十八章 不動産又は船舶に対する強制

第十九章 有体動産に対する強制

第二十章 不動産又は船舶に対する強制

第二十一章 有体動産に対する強制

第二十二章 不動産又は船舶に対する強制

第二十三章 有体動産に対する強制

第二十四章 不動産又は船舶に対する強制

第二十五章 有体動産に対する強制

第二十六章 不動産又は船舶に対する強制

第二十七章 有体動産に対する強制

第二十八章 不動産又は船舶に対する強制

第二十九章 有体動産に対する強制

第三十章 不動産又は船舶に対する強制

第三十一章 有体動産に対する強制

第三十二章 不動産又は船舶に対する強制

第三十三章 有体動産に対する強制

第三十四章 不動産又は船舶に対する強制

第三十五章 有体動産に対する強制

第三十六章 不動産又は船舶に対する強制

第三十七章 有体動産に対する強制

第三十八章 不動産又は船舶に対する強制

第三十九章 有体動産に対する強制

第四十章 不動産又は船舶に対する強制

第四十一章 有体動産に対する強制

第四十二章 不動産又は船舶に対する強制

第四十三章 有体動産に対する強制

第四十四章 不動産又は船舶に対する強制

第四十五章 有体動産に対する強制

第四十六章 不動産又は船舶に対する強制

第四十七章 有体動産に対する強制

第四十八章 不動産又は船舶に対する強制

第四十九章 有体動産に対する強制

第五十章 不動産又は船舶に対する強制

第五十一章 有体動産に対する強制

第五十二章 不動産又は船舶に対する強制

第五十三章 有体動産に対する強制

第五十四章 不動産又は船舶に対する強制

第五十五章 有体動産に対する強制

第五十六章 不動産又は船舶に対する強制

第五十七章 有体動産に対する強制

第五十八章 不動産又は船舶に対する強制

第五十九章 有体動産に対する強制

第六十章 不動産又は船舶に対する強制

第六十一章 有体動産に対する強制

第六十二章 不動産又は船舶に対する強制

第六十三章 有体動産に対する強制

第六十四章 不動産又は船舶に対する強制

第六十五章 有体動産に対する強制

第六十六章 不動産又は船舶に対する強制

第六十七章 有体動産に対する強制

第六十八章 不動産又は船舶に対する強制

第六十九章 有体動産に対する強制

第七十章 不動産又は船舶に対する強制

第七十一章 有体動産に対する強制

第七十二章 不動産又は船舶に対する強制

第七十三章 有体動産に対する強制

第七十四章 不動産又は船舶に対する強制

第七十五章 有体動産に対する強制

第七十六章 不動産又は船舶に対する強制

第七十七章 有体動産に対する強制

第七十八章 不動産又は船舶に対する強制

第七十九章 有体動産に対する強制

第八十章 不動産又は船舶に対する強制

第八十一章 有体動産に対する強制

第八十二章 不動産又は船舶に対する強制

第八十三章 有体動産に対する強制

第八十四章 不動産又は船舶に対する強制

第八十五章 有体動産に対する強制

第八十六章 不動産又は船舶に対する強制

第八十七章 有体動産に対する強制

第八十八章 不動産又は船舶に対する強制

第八十九章 有体動産に対する強制

第九十章 不動産又は船舶に対する強制

第九十一章 有体動産に対する強制

第九十二章 不動産又は船舶に対する強制

第九十三章 有体動産に対する強制

第九十四章 不動産又は船舶に対する強制

第九十五章 有体動産に対する強制

第九十六章 不動産又は船舶に対する強制

2 強制執行による差押がされる。

3 有体動産に対する滞納処分によ

る差押は、収税官吏等がその物を

差し押える旨の書面を執行吏に交

付することによつてする。

4 収税官吏等は、前項の規定によ

る差押をしたときは、その旨を滞

納者に通知しなければならない。

(公売手続の制限)

5 強制執行による差押後

に滞納処分による差押をした有体

動産については、公売その他滞納

処分による売却のための手続は、

強制執行による差押が解除された

後でなければ、することができな

い。ただし、滞納処分続行承認の

決定があつたときは、この限りで

ない。

(強制執行による差押の解除時の

処置)

6 第二十三条 前条の有体動産につ

いて強制執行による差押を解除すべ

きときは、執行吏は、その有体動

産を収税官吏等に引き渡さなけれ

ばならない。

(滞納処分による差押の解除の方

法)

7 第二十四条 第二十二条の有体動産

に対する滞納処分による差押の解

除は、収税官吏等が差押を解除す

る旨の書面を執行吏に交付するこ

とによつてする。

(滞納処分承認の決定の請求)

8 第二十五条 第二十二条の有体動産

について強制執行が中止又は停止

されたときは、収税官吏等は、執

行裁判所に滞納処分続行承認の決

定を請求することができる。

(滞納処分続行承認の決定)

第二十六条 裁判所は、前条の請求

があつた場合において、相当と認

めるときは、滞納処分の続行を承

認する旨の決定をしなければなら

ない。

2 滞納処分続行承認の決定は、執

行吏に告知することによつてその

効力を生ずる。

3 滞納処分続行承認の決定に対し

ては、不服を申し立てることがで

きない。

第二十七条 滞納処分続行承認の決

定があつたときは、この法律の適

用については、強制執行による差

押は、滞納処分による差押後にさ

れたものとみなす。

(強制執行による差押の登記の通知)

第二十八条 第五条第一項本文、第

六条第一項及び第三項、第七条並

び第十一條第二項の規定は、仮

差押の執行後に滞納処分による差

押をした有体動産に関する準用す

る。

(強制執行による差押の登記)

第二十九条 滞納処分による差押

は、競売手続開始の決定があつた

不動産に対してもすることができる

。

(滞納処分続行承認の決定の決

定)

第三十条 競売手続開始の決定後

に滞納処分による差押をした不動産

については、公売その他滞納

処分による差押をしたときは、競

売手続開始の決定があつた不動

産又は船舶に対する滞納処分に關

して準用する。

(公売手続の制限)

第三十条 競売手続開始の決定後

に滞納処分による差押をした不動産

については、公売その他滞納

処分による差押をしたときは、競

売手続開始の決定があつた不動

産又は船舶に対する滞納処分に關

して準用する。

(競売法による競売手續開始後の

滞納処分)

第三十六条 第二十九条から第三十

三条までの規定は、競売法による

競売手續開始の決定があつた不動

産又は船舶に対する滞納処分に關

して準用する。

(山本米治君登壇、拍手)

○山本米治君 ただいま議題になりま

した滞納処分と強制執行等との手続の

調整に関する法律案につきまして、委

員会における審査の経過及び結果を御

報告いたします。

この法律案は、国税徴収法に基く滞

納処分と民事上の強制執行等の差し押

さえは、同一の財産に対しては重複して

行うことができないという現行制度の

建前上、種々不合理な結果を見ている

ことができるようになりますとともに、手

続競合の場合の調整をはかる目的を

達成したときは、裁判所は、その

旨を収税官吏等に通知しなければ

ならない。

(差押登記のまつ消)

第三十二条 登記官吏は、第三十条

の不動産について強制競売による

権利移転の登記をしたときは、滞

納処分に関する差押の登記をまつ

消しなければならない。

(滞納処分続行承認の決定等の規

定の準用)

第三十三条 第二十五条、第二十六

条第一項及び第三項並びに第二十

七条第一項の規定は、第三十条の

不動産に関する差押の登記をまつ

消しなければならない。

(強制執行による差押の登記)

第三十四条 第十八条第二項から第

四項までの規定は、仮差押の執行

後に滞納処分による差押をした不

動産に関する差押をした場合は、

船舶に対する滞納処分に關して準用する。

(船舶に対する滞納処分)

第三十五条 第二十九条から前条ま

での規定は、強制執行又は仮差押

の執行がされている船舶で登記さ

れるものに対する滞納処分に關して

準用する。

(強制執行による差押の登記)

第三十六条 第二十九条から第三十

三条までの規定は、強制執行等との手続の

調整に関する法律案につきまして、委

員会における審査の経過及び結果を御

報告いたします。

この法律案は、国税徴収法に基く滞

納処分と民事上の強制執行等の差し押

さえは、同一の財産に対しては重複して

行うことができないという現行制度の

建前上、種々不合理な結果を見ている

ことができるようになりますとともに、手

續競合の場合の調整をはかる目的を

達成したときは、裁判所は、その

旨を収税官吏等に通知しなければ

ならない。

(強制執行による差押の登記)

第三十七条 この法律の実施のため

必要な事項は、政令で定める。た

だし、強制執行、仮差押の執行及び競売に関する事項は、最高裁判

所が定める。

(附則)

1 この法律は、昭和三十二年十月

一日から施行する。

2 第十八条及び第十九条の規定

は、この法律の施行の際、不動産

又は登記される船舶に対し滞納処

分による差押後に仮差押の執行が

されている場合についても適用す

る。ただし、債権者が、仮差押の執

行をしたことを収税官吏等に通

知すべきことを仮差押の執行をし

た裁判所に申し立てた場合に限

る。

3 第二十八条、第三十四条及び

三十五条の規定は、この法律の施

行の際、有体動産、不動産又は登

記される船舶に対し仮差押の執

行後に滞納処分による差押がされ

ている場合についても適用する。

ただし、債権者が、仮差押の執

行をしたことを収税官吏等に申し出

た場合に限る。

(強制執行による差押の登記)

3 第二十八条、第三十四条及び

三十五条の規定は、この法律の施

行の際、有体動産、不動産又は登

記される船舶に対し仮差押の執

行後に滞納処分による差押がされ

ている場合についても適用する。

ただし、債権者が、仮差押の執

行をしたことを収税官吏等に申し出

た場合に限る。

(強制執行による差押の登記)

3 第二十八条、第三十四条及び

三十五条の規定は、この法律の施

行の際、有体動産、不動産又は登

記される船舶に対し仮差押の執

行後に滞納処分による差押がされ

ている場合についても適用する。

ただし、債権者が、仮差押の執

行をしたことを収税官吏等に申し出

た場合に限る。

(強制執行による差押の登記)

3 第二十八条、第三十四条及び

三十五条の規定は、この法律の施

行の際、有体動産、不動産又は登

記される船舶に対し仮差押の執

行後に滞納処分による差押がされ

ている場合についても適用する。

ただし、債権者が、仮差押の執

行をしたことを収税官吏等に申し出

た場合に限る。

(強制執行による差押の登記)

3 第二十八条、第三十四条及び

三十五条の規定は、この法律の施

行の際、有体動産、不動産又は登

記される船舶に対し仮差押の執

行後に滞納処分による差押がされ

ている場合についても適用する。

ただし、債権者が、仮差押の執

行をしたことを収税官吏等に申し出

た場合に限る。

(強制執行による差押の登記)

3 第二十八条、第三十四条及び

三十五条の規定は、この法律の施

行の際、有体動産、不動産又は登

記される船舶に対し仮差押の執

行後に滞納処分による差押がされ

ている場合についても適用する。

ただし、債権者が、仮差押の執

行をしたことを収税官吏等に申し出

た場合に限る。

(強制執行による差押の登記)

3 第二十八条、第三十四条及び

三十五条の規定は、この法律の施

行の際、有体動産、不動産又は登

記される船舶に対し仮差押の執

行後に滞納処分による差押がされ

ている場合についても適用する。

ただし、債権者が、仮差押の執

行をしたことを収税官吏等に申し出

た場合に限る。

(強制執行による差押の登記)

3 第二十八条、第三十四条及び

三十五条の規定は、この法律の施

行の際、有体動産、不動産又は登

記される船舶に対し仮差押の執

行後に滞納処分による差押がされ

ている場合についても適用する。

ただし、債権者が、仮差押の執

行をしたことを収税官吏等に申し出

た場合に限る。

(強制執行による差押の登記)

3 第二十八条、第三十四条及び

三十五条の規定は、この法律の施

行の際、有体動産、不動産又は登

記される船舶に対し仮差押の執

行後に滞納処分による差押がされ

ている場合についても適用する。

ただし、債権者が、仮差押の執

行をしたことを収税官吏等に申し出

官報 (号外)

納処分による公売代金の残余金は、これを債務者に返還しないで、執行裁判所または執行吏に交付することなど、所定の手続調整の規定を設けたことであります。なお、具体的な細目につきましては、政令及び最高裁判所規則にゆだね、今後の準備期間を見込んで、本年十月一日から施行することとなつております。

以上が本法律案の提案の理由並びに内容の概略であります。

さて本法律案は、三月七日、中村法務大臣より提案理由を聴取し、その後五回にわたつて慎重に審議いたし、その間、各委員から熱心な質疑が行われました。さらに、本法律案は、登録された自動車等には適用が除外されていて、日本小型自動車販賣協会、全国小型自動車整備振興会連合会の顧問弁護士鈴木多人君及び弁護士江川六兵衛君を招いて意見を聴取し、審議の参考にいたしましたが、これらの内容についてましては、会議録を御参照願うことといたします。

かくて、四月二十五日討論に入りましたところ、一松委員より賛成の意見の開陳があり、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、この決定に引き続き、委員会は、一松委員の動議により、さらにもう一つ原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次のような付帯決議を付することを、

全会一致をもつて可決いたしました。
本法制定の目的及び趣旨の徹底を
はかるため、政府は、すみやかに、
最高裁判所とも協議提携の上、国税
徴収法その他関係法規の改正につき
全面的検討を加え、民事訴訟法以外
の強制執行手続による自動車等、特
にその必要あるものにつき、滞納処
分と強制執行等との手続を調整し、
私債権行使の保護に遺憾なきを期す
べきである。

右決議する。

これに対し、法務当局より、「この決
議の趣旨に沿うべく努力する」旨の意
思の表明がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。

本案全部を問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。

よって本案は、全会一致をもつて可
決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、旅館
業法の一部を改正する法律案(内閣提
出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社
会労働委員長千葉信君。

旅館業法の一部を改正する法律案
審査報告書

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十五日

社会労働委員長 千葉信

参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

高野一夫	草葉隆圓
紅麗みつ	早川慎一
勝俣稔	谷口弥三郎
西岡ハル	鈴木万平
柳原亨	藤原道子
藤田藤太郎	山本經勝
片岡文重	竹中恒夫

第二条の改正規定中同条第六項を次のように改める。

6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用するることをいう。

第七条第一項の改正規定中「帳簿その他の関係書類」を「これに附する書類」に改める。

一、委員会の決定の理由

この法律案は、旅館業に関する、その施設の構造設備の基準を政令で定めることとともに、旅館業によつて善良の風俗が害され

規制を行うことができるようにして、よりとするものであつて、おおむね妥当と認めるが、委員会は別紙の通り修正を行つた。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

右
旅館業法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

昭和三十二年四月五日

内閣総理大臣 岸 信介

旅館業法の一部を改正する法律案
旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「取締を行い」を「取締を行ふとともに、あわせて旅館業によつて善良の風俗が害されることがないようにこれに必要な規制を加え」に改める。
第二条を次のように改める。
第二条 この法律で「旅館業」とは、
　ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。
　この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を中心とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
　この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を中心とする施設

4 この法律で「簡易宿所營業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる營業で、下宿營業以外のものをいう。

5 この法律で「下宿營業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる營業をいう。

6 この法律で「宿泊させる」とは、寝具を提供して前各項の施設を利用させることをいう。

第三条第一項中「人を宿泊させる營業を営むとする者」を「旅館業を経営しようとする者」に改め、同条同項に次のただし書きを加える。

ただし、ホテル營業、旅館營業又は簡易宿所營業の許可を受けた者が、当該施設において下宿營業を経営しようとする場合は、この限りでない。

第三条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるととき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。当該施設の設置場所が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、

点は、施設の使用方法、広告方法等、その利用方法の基準を政令で定めること。第四点は、物的施設のみならず、人的要件をも加えて営業者の質的向上をはかること。第五点は、営業者が関係法令に違反したときは、営業許可の取り消し、停止等の行政処分を行い得るようとしたこと。第六点は、学校の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内では、教育環境の清浄化を確保するよう措置したこと、以上であります。

委員会におきましては、最近の社会情勢に基く本改正案の重要性にかんがみまして、特に法務委員会と連合審査を行い、また参考人を招致して意見を聴取する等、慎重審議を行なつたのであります。

委員会及び連合審査会において、最も論議の中心となりました問題を申し上げますと、善良の風俗はいかにして維持するか、臨検制度を復活するおそれはないか、旅館業と教育環境の清浄化の問題、旅館業と風俗営業との兼業禁止の問題、いわゆる赤線業者、旅館業への転業問題及び旅館業従業員の待遇改善問題等であります。その詳細は会議録により御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終りましたところ、本案について神原亨君外四名より修正案が提出せられ、その趣旨の説明がありました。

営業を包括せしめるため、宿泊の定義を、寝具を使用して施設を利用することに改めること。第二は、立ち入り検査に際し、その検査を行う関係書類は、構造設備に関する書類に限る旨を明確にしたこと等であります。

「審査報告書は都合により直隸に
まず、委員長の報告を求めます。大
蔵委員長廣瀬久忠君。

第四条中「十億円」を「二十五億円」に改める。

4 政府は、公庫に対し、長期資金の貸付をし、又は第二項の規定により北海道東北開発債券を発行して調達しようとする資金に係る短期資金の貸付をすることができる。

5 公庫は、第一項及び第二項に規定する場合のほか、資金の借入を

第二十七条第一項中「北海道開発

「債券」を「北海道東北開発債券」に改める。

「北海道東北開発公庫」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 (経過規定) 二の法律の施行の際毎首開管

公庫の理事長である者は、別に辞

北海道東北開発公庫法第十条第一項の規定ニ付ヒ北海道東北開発公庫

庫の総裁として任命されたものと
みます。

3 前項に規定する北海道東北開発公団の總裁の任期は、次三後之七

海道東北開発公庫法第十一條第一項

期からその者が北海道開発公庫の

した期間とする。

対する罰則の適用については、な

5 北海道開発法（昭和二十五年法） （北海道開発法の一部改正）

(北海道開発法の一部改正)
お徴前の例による

5 北海道開発法（昭和二十五年法）

五四九

律第二百二十六号) の一部を次のように改正する。

二 北海道東北開発公庫法（昭

第十九条第一号ノ六中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公

(印紙税法の一部改正)

⁹ 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

道開発公庫」を「北海道東北開発公

(所得稅法の一部改正)

所得稅法（昭和二十二年法律第

二十七号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「北海道

「開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

（法人税法の一部改正）

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改

二十八年)の「詔令の事」を正する。

第四条第二号中「北海道開發公

「庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

(地方税法の一部改正)

地方税法（昭和二十五年法律第
二百二十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「北海道開発公庫」を「北海道東北

「開発公庫」に改める。

(国庫出納金等端数計算法の一部
改正)

国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部

二十五年法律第六十一号)の一節を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道開発公庫」に改める。
〔予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正〕
第十四条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。
〔公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正〕
第十五条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第一条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。
第五条第二項第二号中「及び北海道開発公庫」にあつては北海道開発債券の発行の限度額を「北海道東北開発債券」を「北海道東北開発公庫」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 北海道東北開発債券の発行の限度額
第五条第三項中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に、「北海道開発債券」を「北海道東北開発債券」に改める。
〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕
〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕
した北海道開発公庫法の一部を改正す
る法律案について、大蔵委員会におけ
る審議の経過並びに結果を御報告申
上げます。
北海道開発公庫は、北海道における
産業振興をはかるため、資本金十億円
をもって昨年六月設立せられたのであ
りますが、今回さらに東北地方におけ
る産業の振興開発を促進し、かつ北海
道における産業の開発を一そろ促進す
るため、北海道開発公庫を北海道東北
開発公庫に改組し、資本金の増額、業
務範囲の拡大等、所要の改正をいたそ
うとするものであります。
本案改正のおもな点を申し上げます
れば、第一点は、東北地方の産業の振
興開発を促進せしめるため、本公庫の
目的及び業務範囲に東北地方を加え、
その名称を北海道東北開発公庫に変更
いたそろとするものであります。第二
点は、公庫の資本金は現在十億円であ
りますが、今回、業務範囲の拡大と一
そとの開発を促進するため、産業投資
特別会計から十五億円を出資せしめ、
資本金を二十五億円に増額いたそろと
するものであります。第三点は、現
在、公庫は運用資金を確保するため、
資本金の二十倍まで債券を発行するこ
とができることになつておりますが、
今回、債券発行の遅延の場合における
資金繰りを容易にするため、債券発行
による調達資金の前借として、政府か
ら短期借入金をなすことができるこ
とし、その返済は債券発行により調達
した資金をもつて充てなければならぬ
法律案について、大蔵委員会におけ

いこととしたいたそらとするものであります。第四点は、公庫の投融資対象事業のうち、石炭または可燃性天然ガスの利用度の高い工業を、石炭、可燃性天然ガスの然ガスその他未開発鉱物資源の利用度の高い工業に改めようとするものであります。第五点は、公庫の理事長を總裁とも、理事一名を増員することと、公庫の本店を札幌市から東京都に移転せしめ、札幌市、仙台市にそれぞれ支店を設置すること、北海道開発債券を北海道東北開発債券に改めること、經濟企画庁を東北地方にかかる業務の監督官庁として加える等、所要の改正をいたそうとするものであります。

があるのに、東北地方の開発にはなぜ開発局を設けてこれを行わせないのであるか、その理由はどういうところにあるかといふことについて論議がなされたからわかる。投融資の対象事業と、その貸付資金計画等はどうなつておるかといふことについて論議がなされたのであります。そこで、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、平林剛委員より、「一、すみやかに北海道総合開発第二次五カ年

計画及び未開発促進計画を策定して、開発公庫の対象となるべき投融資計画

を明確にする必要がある。二、政府の国土総合開発計画が、特定地域のみが先行して、順序が逆になつておるよう

なことがあるばかりでなく、その計画を担当すべき行政機構に対する考え方

には、大きな矛盾があり、統一した構想が欠けているから、総合開発計画の行政機構の矛盾については十分に検討

し、開発事業を党利党略に利用されるような印象を与えることがないように

努力すべきである。三、北海道開発第一次五カ年計画の実施状況からして、その目的達成が十分でないことは、す

でに周知のこととし、その効果に対する批判は、今後一そく強まると思われる。そこで政府は、公庫の投融資対象に對しても十分慎重を期することとも

に、役員の選任及び人的機構等についても十分に反省し、今後の事業運営に

あるが、その間、開発の実績は一向向上つておらない。灾害の起つた場合のみに問題となつて、救済措置が講ぜられておるにすぎない。かかるに今回、終戦後の新しい視野に立つて、わが国再建の根幹として東北の開発が取り上げられ、その総合開発の一環として本案が提案せられたのであるが、今度こそは、本案の意図するところをすみやかに実現させてもらいたい。しかしながら、東北地方の産業開発のために、公庫の貸出資金量が四十五億円にすぎないが、東北地方の開発をなすには、はなはだ足らないので、後年度において資金量を増大してもらいたい。また、少い資金量で開発を行うのであるから、東北諸県に機械的に割り当てるのではなく、重点的に東北開発に役立つて本業に投融資すること等特に要望する旨の賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

は責任をもつて当られたいことを要望して賛成する旨の意見が述べられました。次いで高橋進太郎委員より、「東北

地方の開発が叫ばれて、すでに何十年

のうちに問題となつて、救済措置が講ぜられておるにすぎない。かかるに今度こそは、本案の意図するところをすみやかに実現させてもらいたい。しかしながら、東北地方の産業開発のために、公庫の貸出資金量が四十五億円にすぎないが、東北地方の開発をなすには、はなはだ足らないので、後年度において資金量を増大してもらいたい。また、少い資金量で開発を行うのであるから、東北諸県に機械的に割り当てるのではなく、重点的に東北開発に役立つて本業に投融資すること等特に要望する旨の賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

は責任をもつて当られたいことを要望して賛成する旨の意見が述べられました。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長本多市郎君。

方行政委員長本多市郎君。

○議長(松野鶴平君) 本多市郎君。

</div

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

第二十五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十二年三月二十六日

衆議院議長 松野鶴平殿

(本字及び一は衆議院正)

参議院議長 益谷秀次
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のよう改定する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「第六十四条」を「第六十九条の二」に、「第九十七条・第九十八条」を「(第九十七条)」に改め

第三条第二項中「規約の変更」の下に「(政令で定める事項に係るもの)を除く。」を加え、同条第三項中「前項」と

第三条第二項中「認可を受けたとき」を「認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたとき」に改め、同

定める事項に係る規約の変更をし

たときは、遅滞なく、これを自治府長官に届け出なければならない。

い。

第五条第一項第二号中「予算の決定及び」を「事業計画書の作成及び総理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第九条第二項中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第十三条第二項中「第三十九条の退職年金」を「規定による退職年金又は廃疾年金」に改め、同条に次の二項を加える。

3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又はこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間は、合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算した期間が二十年に達しないときは、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員の期間の計算については、この限りでない。

4 組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員の資格を取得した場合における後の期間の計算については、第一項の規定によつて給付の支給を停止する期間は、進行しない。

第二十九条中「給付を受ける権利を有する者」の下に「(給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。)」を加える。

第三章第一節中第二十九条の次に「(不正受給者等からの費用の徴収)行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用(その給付が

年金)の下に「若しくは廃疾年金」を加え、「退職年金を受ける権利を有しない者」を「退職年金又は廃疾年金しか受けける権利を有しない者」に改め、

第十四条第一項中「組合から退職金額の全部又は一部」に改め、同条の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額の全額又は一部に改め、同条第三号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一号」に改める。

第三十四条を次のよう改める。(保険医療機関等の療養担当等)

第三十四条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療行為により給付を受けた者は、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払ったこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を

同条第三項中「組合員で船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険の被保険者であるもの(以下「船員である組合員」という。)」を「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険(以下「船員保險」といふ。)の被保険者(以下「船員」という。)で組合員であるもの」に、「なお船員保険法」を「なお同法」に改める。

第二十四条第二項中「その権利を失つた場合」を「死亡した場合」に改める。

第二十六条中「支給すべき給付金」の下に「(家族埋葬料に係るもの)を除く。」又はその者の直系に支給すべき組合員に虚偽の記載をしたため、その給付が行わたるものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第三十一条第一号中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同条第二号中「組合員の療養について組合が契約している医療機関」を「特定の組合の組合員のための療養を行なう医療機関又は薬局で組合が契約しているもの」に改め、「(大正十一年法律第十七号)」を削り、「第四十三条ノ九」に改め、「第四十三条ノ六」を「第四十三条ノ九」に改め、「(大正十一年法律第十七号)」の下に「又は薬局」を加え、「厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定により、同法第四十三条ノ八の規定により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額の全額又は一部」に改め、同条第三号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一号」に改める。

第三十二条第一項中「被扶養者が」を「被扶養者は、前条の規定に準じて」に改め、「受けようとするときは、前条の規定に準じて」に改め、「任意の医療機関からこれを」を削り、「同条の規定」を「前条第一項の規定」に、「同条第二号但書」を「同項第二号但書」に改める。

第三十三条の見出し中「保険医等」を「保険医療機関等」に改め、同条中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一号」に改める。

第三十四条を次のよう改める。(保険医療機関等の療養担当等)

第三十四条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療行為により給付を受けた者は、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払ったこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を

控除するものとする。の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第三十一条第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医を、

第七十号)第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険医を、

「(大正十一年法律第七十号)」を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関において」に、「又は手当」を、薬剤師、薬剤師又はその他の医療機関から「医療機関及び薬局」に改める。

第七十号)第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険医を、

「(大正十一年法律第七十号)」を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関において」に、「又は手当」を、薬剤師、薬剤師又はその他の医療機関から「医療機関及び薬局」に改める。

第三十二条第一項中「被扶養者が」を「被扶養者は、前条の規定に準じて」に改め、「受けようとするときは、前条の規定に準じて」に改め、「任意の医療機関からこれを」を削り、「同条の規定」を「前条第一項の規定」に、「同条第二号但書」を「同項第二号但書」に改める。

第三十三条の見出し中「保険医等」を「保険医療機関等」に改め、同条中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一号」に改める。

第三十四条を次のよう改める。

(保険医療機関等の療養担当等)

第三十四条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療

行為により給付を受けた者は、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払ったこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を

約により定めた基準)によつて」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条第

四号中「医療機関以外の医師、歯科

医師、薬剤師又はその他の医療機関

から「医療機関及び薬局以外の病

院、診療所、薬局その他の療養機関

において」に、「又は手当」を、薬剤

の支給若しくは手当に、「厚生大臣

の定める基準による初診料」を「一部

負担金」に改め、同条に次の二項を加える。

2 組合員が前項第一号から第三号まで規定により療養を受ける場合の手続については、輸理府令で

第三十二条第一号中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同条第二号中「組合員の療養について組合が契約している医療機関」を「特定の組合の組合員のための療養を行なう医療機関又は薬局で組合が契約しているもの」に改め、「(大正十一年法律第十七号)」を削り、「第四十三条ノ九」に改め、「(大正十一年法律第十七号)」の下に「又は薬局」を加え、「厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定により、同法第四十三条ノ八の規定により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額の全額又は一部」に改め、同条第三号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一号」に改める。

第三十三条の見出し中「保険医等」を「保険医療機関等」に改め、同条中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一号」に改める。

第三十四条を次のよう改める。

(保険医療機関等の療養担当等)

第三十四条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療

行為により給付を受けた者は、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払ったこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を

じ。は、健康保険法及びこれに基く命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならぬ。

の下に「(第三項本文の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、「分べん」を「分べん」に、「保育」を「保育」に、「保育手当金」を「保育手当金」に改め、同条第二項及び第三項中「ほ育手当金」を「保育手当金」に、「分べん」を「分べん」に、「ほ育」を「保育」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定による保育手当金は、分べんしたときに前金払をすることができる。

第三十九条第二項中「被扶養者の下に「(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

第四十一条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」を「該当しなどき」に改め、「又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるとき」を削り、「第四十三条第一項」を「次条第二項及び第四十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 退職年金を受ける権利を有する者が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態となつたときは、その状態にある間は、その者には、第一項ただし書の規定を適用しない。

4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給するときは、第二項の規定により算定した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を退

職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職した場合の退職年金の停止等)をとして政令で定める額を返還しあるべきは、この限りでない。

第四十二条に見出しとして「(再婚した場合の退職年金の停止等)」を附し、同条第二項中「該当し組合員の資格を喪失したとき(引き続きの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。)」を「該当したときに改め、同条第三項中「従前の退職年金の額より」を「従前の退職年金の額に後の組合員であつた期間に相当する額を加算した額より」に、「従前の退職年金の額」を「その額」に改めることとする。

第四十三条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」を「該当したとき(引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第四項の規定の適用を受けるときを除く。)」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上の者で公務によらないで疾病にかかり、若しくは負傷したものが退職した場合において、その退職の時(第三十五条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受

けることができる期間内におつた時又はおらないがその期間を経過した時。以下第四十七条までにおいて同じ。)に、当該疾病若しくは負傷の結果として、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者の廃疾の程度が退職の時から五年以内に増進し、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態に該当することとなつた場合において、その期間内に請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

第四十四条に次の二項を加える。

4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後に廃疾年金を支給すべき事由が発生した者に廃疾年金を支給するときは、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を廃疾年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第四十五条を次のように改める。

(廃疾の併合による廃疾年金)

第四十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者若しくは廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾年金を支給すべき事由が発生したとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者に対しても更に廃疾年金を支給すべき事由が発生した場合に

おいて、当該事由が発生した時における前後の廃疾を併合した廃疾の程度が別表第一に掲げる廃疾の程度に該当するときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を受ける権利を取得したときは、従前の廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

第四十六条に見出として「廃疾の程度が変った場合の年金額の改定等」を附し、同条中「前条を「第二項」に改め、同条を同条第四項として同条に第一項から第三項までとして次のように加える。

廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合においてその期間内に請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第二に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改定する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が廃疾年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

3 組合員であつた期間二十年以上で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定によりその支給を受けなくなつたときは、第二十五条第三号の規定により支給しないこととされており退職年金を支給する。ただし、第四十一条第一項

あるのは「十五年」とし、第四十一条第二項中「四月分」とあるのは「三月分」とし、「二十年以上二年を増すことにその一年につき給料日額の四日分」とあるのは「十五年以上一年を増すことにその一年につき給料日額の四日分」とあるのは「十五年以上二十年に達するまでは十五年以上一年を増すことにその一年につき給料日額の四日分」とし、第四十二条第一項についてでは二十年以上一年を増すことにその一年につき給料日額の六日分、二十年以上にその一年につき給料日額の四日分」とあるのは「四日分（組合員）であつた期間二十年に達するまでは六日分」とする。

第九十二条の次に次の一条を加える。
第九十二条の二 船員である組合員又は船員である組合員であつた者に係る給付は、第三章、第九十条第二項及び前条の規定にかかるものとした場合に受けけるべき船員保険法の規定による給付（失業が発生する者の選択により、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員とならなかつたものとした場合に受けけるべき船員保険法の規定による給付（失業が発生する給付を除く。）とすることができる。
第九十二条中「船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者（組合員）に、前条を「前三条」に改める。

第九十七条を次のように改める。

（罰則）
第九十七条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこの規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員がこれらの給付に因

する規定の適用を受けない組合員となつた場合に準用する。
18 退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が再び附則第十四項第一号又は第三号に規定する組合員となつたときは、その組合員が組合員である間は、その支給を停止する。
附則第三十項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改める。

附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を附則第十六項とする。

この場合においては、市町村

は、当該組合員に対する第六十八

条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

附則第十八項を次のように改める。

17 附則第十五項の規定は、前項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員がこれらの給付に因

る経過措置）

第一条 改正後の市町村職員共済組合法（以下「新法」という。）第十三

条第三項の規定は、この法律（附

則第一条ただし書に係る部分を除

く。以下同じ。）の施行前に再び組

合員の資格を取得した者に係る給

付でこの法律の施行後に給付事由

が発生したものとの基礎となるべき

組合員である期間の計算についても、適用する。

（時効に関する経過措置）

第三条 新第法二十七条第二項の規

定は、この法律の施行の際改正前

の市町村職員共済組合法（以下「旧

法」という。）の規定により給付の

支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止され

ていた期間についても、適用す

る。

（組合の契約する医療機関等に關する経過措置）

第四条 健康保険法の改正に伴う改

正規定等の施行の際現に組合が契

約している旧法第三十一條第一号

に規定する医療機関は、健康保険法

の改正に伴う改正規定等の施行の日から起算して二年（二月三十日まで）の間は、新

法第三十一條第一項第一号に規定

する医療機関又は薬局に該当しな

いものであつても、これらに該当

するものとみなす。

（附則第二十一項に規定する團体

の行う給付等についての取扱）

18 第九条第一項及び第二項の規定

は附則第二十一項に規定する團体

等の一部を改正する法律（昭和三十二年

十一月法律第一号）〇の施行の

日から施行する。

（組合員の期間の計算方法に関する経過措置）

第一条 改正後の市町村職員共済組

合法（以下「新法」という。）第十三

条第三項の規定は、この法律（附

則第一条ただし書に係る部分を除

く。以下同じ。）の施行前に再び組

合員の資格を取得した者に係る給

付でこの法律の施行後に給付事由

が発生したものとの基礎となるべき

組合員である期間の計算についても、適用する。

（時効に関する経過措置）

第三条 新第法二十七条第二項の規

定は、この法律の施行の際改正前

の市町村職員共済組合法（以下「旧

法」という。）の規定により給付の

支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止され

ていた期間についても、適用す

る。

（組合の契約する医療機関等に關する経過措置）

第四条 健康保険法の改正に伴う改

正規定等の施行の際現に組合が契

約している旧法第三十一條第一号

に規定する医療機関は、健康保険法

の改正に伴う改正規定等の施行の日から起算して二年（二月三十日まで）の間は、新

法第三十一條第一項第一号に規定

する医療機関又は薬局に該当しな

いものであつても、これらに該当

するものとみなす。

（附則第二十一項に規定する團体

の行う給付等についての取扱）

18 第九条第一項及び第二項の規定

は附則第二十一項に規定する團体

等の一部を改正する法律（昭和三十二年

十一月法律第一号）〇の施行の

日から施行する。

（組合員の期間の計算方法に関する経過措置）

第一条 改正後の市町村職員共済組

合法（以下「新法」という。）第十三

条第三項の規定は、この法律（附

則第一条ただし書に係る部分を除

く。以下同じ。）の施行前に再び組

合員の資格を取得した者に係る給

付でこの法律の施行後に給付事由

が発生したものとの基礎となるべき

組合員である期間の計算についても、適用する。

（時効に関する経過措置）

第三条 新第法二十七条第二項の規

定は、この法律の施行の際改正前

の市町村職員共済組合法（以下「旧

法」という。）の規定により給付の

支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止され

ていた期間についても、適用す

る。

（組合の契約する医療機関等に關する経過措置）

第四条 健康保険法の改正に伴う改

正規定等の施行の際現に組合が契

約している旧法第三十一條第一号

に規定する医療機関は、健康保険法

の改正に伴う改正規定等の施行の日から起算して二年（二月三十日まで）の間は、新

法第三十一條第一項第一号に規定

する医療機関又は薬局に該当しな

いものであつても、これらに該当

するものとみなす。

（附則第二十一項に規定する團体

の行う給付等についての取扱）

18 第九条第一項及び第二項の規定

は附則第二十一項に規定する團体

等の一部を改正する法律（昭和三十二年

十一月法律第一号）〇の施行の

日から施行する。

（組合員の期間の計算方法に関する経過措置）

第一条 改正後の市町村職員共済組

合法（以下「新法」という。）第十三

条第三項の規定は、この法律（附

則第一条ただし書に係る部分を除

く。以下同じ。）の施行前に再び組

合員の資格を取得した者に係る給

付でこの法律の施行後に給付事由

が発生したものとの基礎となるべき

組合員である期間の計算についても、適用する。

（時効に関する経過措置）

第三条 新第法二十七条第二項の規

定は、この法律の施行の際改正前

の市町村職員共済組合法（以下「旧

法」という。）の規定により給付の

支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止され

ていた期間についても、適用す

る。

（組合の契約する医療機関等に關する経過措置）

第四条 健康保険法の改正に伴う改

正規定等の施行の際現に組合が契

約している旧法第三十一條第一号

に規定する医療機関は、健康保険法

の改正に伴う改正規定等の施行の日から起算して二年（二月三十日まで）の間は、新

法第三十一條第一項第一号に規定

する医療機関又は薬局に該当しな

いものであつても、これらに該当

するものとみなす。

（附則第二十一項に規定する團体

の行う給付等についての取扱）

18 第九条第一項及び第二項の規定

は附則第二十一項に規定する團体

等の一部を改正する法律（昭和三十二年

十一月法律第一号）〇の施行の

日から施行する。

（組合員の期間の計算方法に関する経過措置）

第一条 改正後の市町村職員共済組

合法（以下「新法」という。）第十三

条第三項の規定は、この法律（附

則第一条ただし書に係る部分を除

く。以下同じ。）の施行前に再び組

合員の資格を取得した者に係る給

付でこの法律の施行後に給付事由

が発生したものとの基礎となるべき

組合員である期間の計算についても、適用する。

（時効に関する経過措置）

第三条 新第法二十七条第二項の規

定は、この法律の施行の際改正前

の市町村職員共済組合法（以下「旧

法」という。）の規定により給付の

支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止され

ていた期間についても、適用す

る。

（組合の契約する医療機関等に關する経過措置）

第四条 健康保険法の改正に伴う改

正規定等の施行の際現に組合が契

約している旧法第三十一條第一号

に規定する医療機関は、健康保険法

の改正に伴う改正規定等の施行の日から起算して二年（二月三十日まで）の間は、新

法第三十一條第一項第一号に規定

する医療機関又は薬局に該当しな

いものであつても、これらに該当

するものとみなす。

（附則第二十一項に規定する團体

の行う給付等についての取扱）

18 第九条第一項及び第二項の規定

は附則第二十一項に規定する團体

等の一部を改正する法律（昭和三十二年

十一月法律第一号）〇の施行の

日から施行する。

（組合員の期間の計算方法に関する経過措置）

第一条 改正後の市町村職員共済組

合法（以下「新法」という。）第十三

条第三項の規定は、この法律（附

則第一条ただし書に係る部分を除

く。以下同じ。）の施行前に再び組

合員の資格を取得した者に係る給

付でこの法律の施行後に給付事由

が発生したものとの基礎となるべき

組合員である期間の計算についても、適用する。

（時効に関する経過措置）

第三条 新第法二十七条第二項の規

定は、この法律の施行の際改正前

の市町村職員共済組合法（以下「旧

法」という。）の規定により給付の

支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止され

ていた期間についても、適用す

る。

（組合の契約する医療機関等に關する経過措置）

第四条 健康保険法の改正に伴う改

正規定等の施行の際現に組合が契

約している旧法第三十一條第一号

に規定する医療機関は、健康保険法

の改正に伴う改正規定等の施行の日から起算して二年（二月三十日まで）の間は、新

法第三十一條第一項第一号に規定

する医療機関又は薬局に該当しな

いものであつても、これらに該当

するものとみなす。

（附則第二十一項に規定する團体

の行う給付等についての取扱）

18 第九条第一項及び第二項の規定

は附則第二十一項に規定する團体

等の一部を改正する法律（昭和三十二年

十一月法律第一号）〇の施行の

日から施行する。

（組合員の期間の計算方法に関する経過措置）

第一条 改正後の市町村職員共済組

合法（以下「新法」という。）第十三

条第三項の規定は、この法律（附</p

一 諸食担金に関する經濟指標

第五条 健康保険法の改正に伴う改

正規定等の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当

該疾病又は食傷及びこれらにより発生した疾患については、新法第三十一条第一項第二号及び第三号

第六条 組合は、当分の間、組合員が新法第三十一条第一項第三号ただし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余賛財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるものを行なうことができる。

(療養費に関する経過措置)
第七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。
(退職年金受給者に関する経過措置)

第八条 新法第四十一条第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十一条の規定により退職年金を受ける権利を有する者で同条第一

項ただし書の規定の適用を受ける

ものが現に新法別表第一に掲げる

程度の廢疾の状態にある場合に（）
いても、適用する。この場合に

「その状態にある間」とあるのは、
「昭和三十二年四月一日以後その
新法第四十一条第三項

第九条 新法第四十二条第三項の規定は、旧法第四十二条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後に新法第四十二条第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。

第十三条 新法第四十六条の二の規定は、旧法第四十四条の規定による廃業年金を受ける権利を有する者がこの法律の施行の際現に組合員となつてゐる場合又はこの法律の施行後再び組合員となつた場合についても、適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際現に組合員となつてゐるときは、新法第四十六条の二第一項中「その組合員となつた日」の属する月とあるのは、「昭和三十一年四月」とする。

「罰金」として同項の規定を適用する。

(従前の給付に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に給付事由が発生した給付については、この附則に特別の定があるもの除き、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、お従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ四中「第十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号及び第四号ノ事業並ニ「同条同項第三号ノ事業」に改め、「第一項第二号」に、「並ニ同法附則二十一項ニ規定スル團体ノ同項規定スル長期給付ニ相当スル付」を加える。

1

〔本多市郎君登壇、拍手〕

○本多市郎君　ただいま議題となりました市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

本法案は、健康保険法及び国家公員共済組合法の改正が行われるにい、これに照応し、また組合運営の

情にかんがみ、若干の改正を行ふことを
するものであります。

以上の内容を有する政府原案に対し、衆議院においては、本法の施行期日及び一二、三の経過措置等に関する規

定に修正を加えて本院に送付してきましたのであります。

地方行政委員会におきましては、三月二十九日、政府委員より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に質疑応答を重ねましたが、その詳細は会議録によつてどらんを願います。

四月二十五日、討論に入りましたところ、大沢委員は、「本法案は、健康保険法の改正に伴つて、これに照應し、また組合運営の実情にかんがみ、必要な改正を行ふものであるから、これに賛成する」旨を述べられ、同君より、健康保険法の改正に伴う規定の施行期日に修正を加えるとともに、一部負担金に関する健康保険法の規定は、

五月一日から施行されるが、六月三十日までの間の一部負担金は従来通りとされたことに伴い、市町村職員共済組員が負担する一部負担金についても、その例によるものとする旨の修正案が提出されました。加瀬委員は、日本社会党を代表して「本案の内容は、部分的には賛成にやぶさかない点もあるが、医療の給付について、組合員に費用の一部を負担させることは、保険制度の基本にもとるのみならず、一部負担によって医療給付の高度化は望めない等の理由によつて、本法案に反対」の旨を述べられました。森委員は、「修正案を含めて本法案に賛成し、この場合、組合員の負担が過重になら

ぬよう、改正法の実施上最善の留意を望む」旨を述べられました。

かくて討論を終り、採決の結果、修正案及び修正部分を除く衆議院送付の法案は、修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま

す。よつて本案は、委員会修正通り議

決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 日程第五、防衛

府設置法の一部を改正する法律案

す。よつて本案は、委員会修正通り議

決せられました。

〔賛成者起立〕

以上、両案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。内閣委員長亀田得治君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

防衛厅設置法の一部を改正する法律案

附則中第四項を削り、第五項を第

四項とし、第六項を第五項とし、附

則第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第

八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項を附則第八項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

昭和三十二年三月二十六日

参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長益谷秀次

防衛厅設置法の一部を改正する法律案

【審査報告書は都合により追録に掲載】

自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

右の内閣提出案は、本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

同項を附則第七項とし、附則第九項を附則第八項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

同項を附則第七項とし、附則第六項とし、同項を附則第五項とし、附則第四項とし、

同項を附則第三項とし、同項を附則第二項とし、同項を附則第一項とし、

同項を附則第一項とし、同項を附則第一項とし、同項を附則第一項とし、

2 白衛艦隊は、白衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

自衛隊法の一部を改正する法律案

附則中第四項を削り、第五項を第

四項とし、第六項を第五項とし、附

則第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第

八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項を附則第八項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

昭和三十二年三月二十六日

参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長益谷秀次

自衛隊法の一部を改正する法律案

2

自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

自衛隊法の一部を改正する法律案

附則中第四項を削り、第五項を第

四項とし、第六項を第五項とし、附

則第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第

八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項を附則第八項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

昭和三十二年三月二十六日

参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長益谷秀次

自衛隊法の一部を改正する法律案

2

自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

自衛隊法の一部を改正する法律案

附則中第四項を削り、第五項を第

四項とし、第六項を第五項とし、附

則第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第

八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項を附則第八項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

昭和三十二年三月二十六日

参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長益谷秀次

自衛隊法の一部を改正する法律案

2

自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

自衛隊法の一部を改正する法律案

附則中第四項を削り、第五項を第

四項とし、第六項を第五項とし、附

則第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第

八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項を附則第八項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

昭和三十二年三月二十六日

参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長益谷秀次

自衛隊法の一部を改正する法律案

2

自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

自衛隊法の一部を改正する法律案

附則中第四項を削り、第五項を第

四項とし、第六項を第五項とし、附

則第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第

八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項を附則第八項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

昭和三十二年三月二十六日

参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長益谷秀次

自衛隊法の一部を改正する法律案

2

る航空團の航空團司令にあつては、航空團司令」を加え、同条を第二十条の三とし、第二十条の次に次の二条を加える。

(航空團司令)

第二十条の二 航空團の長は、航空團司令とする。

航空團司令は、長官の指揮監督を受け、航空團の隊伍を統括する。

第二十一条の見出し中「航空團」を「航空團及び航空團司令部並びに航空團」に改め、同条第一項中「航空團の名称並びに航空團」に改め、同条

「航空團及び航空團」に改め、同条

「航空團司令部並びに航空團司令部」に改め、同条第二項中「航空團及び航空團司令部」及び航空團の名称並びに航空團司令部

「航空團司令部並びに航空團」に改め、同条

○鶴田得治君 大だいま議題となりました。防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、第十七条の次に一条を加える改正規定並びに指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。に改め、同条に次の一項を加える。

前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊、航空自衛隊の部隊及び航空團司令部の名称並びに航空團司令部及び航空團

航空團の名称	航空團司令部及び航空團司令部			
名	称	所	在	地
航空團	航空團司令部	東京都		
第一航空團	第一航空團司令部	浜松市		
第二航空團	第二航空團司令部	北海道千歳郡千歳町		
第三航空團	第三航空團司令部	宮城県桃生郡矢本町		
第四航空團	第四航空團司令部	宮城県桃生郡矢本町		

別表第二

第二十六条第三項、第二十七条规定及び第二十八条规定を第三十項とし、第十四項から第二十七項までを

15 前項の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第三を次のように改める。

第二十六条第三項、第二十七条规定及び第二十八条规定を第三十項とし、第十四項から第二十七項までを

15 前項の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第三を次のように改める。

いずれか二以上から成る場合における当該部隊に対する長官の指揮監督について幕僚長の行う職務に關しては、長官の定めるところによると。

14 長官は、当分の間、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、政府で定める技術者で他に

養成又は教育訓練を行う施設がないと認めるものの養成又は教育訓練の委託を受け、及びこれを実施することができる。

15 前項の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

16 本項を繰り下げ、第十三項の次に次の二項を加える。

17 長官は、当分の間、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、海上自衛官、五千四百九十一人が航

空自衛官、であって、海上自衛官の増員は、新造され、または米国政府から引

き渡される予定の艦艇の就役及び航空

部隊の整備充実等のため必要な要員で

あり、また航空自衛官の増員は、航空

團司令部の新設、二航空團の増設等

のため必要な要員であります。その第

二点は、防衛庁付屬機関の技術研究所

が、その事務に支障のない場合におい

ては、部外からの委託を受け、技術的

調査研究、設計、試作及び試験を行

得ることとした点であります。

18 次に、自衛隊法の一部を改正する法

調査研究、設計、試作及び試験を行

得ることとした点であります。

19 律案につきまして、内閣委員会におけ

る審議の経過並びに結果を一括して御

報告いたします。

まず、防衛庁設置法の一部を改正す

ります。なお、この航空團の新設に

伴い、長官は、必要があると認める場

合には、航空團司令に、補給処長ま

たは病院長を指揮監督させることができます。

20 これは、航行法におきましては、防衛

の審議に当りましたが、その審議の結

果明らかになつたおもな点を申し上げ

律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告いたします。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、海上自衛隊に、乗組訓練のため練習隊群を新設するとともに、警戒隊群を廃止して、これを自衛隊の編成から除くこととして、その増強のため、航空自衛隊に二航空團を編成を改めるほか、航空防衛力の整備基幹とする航空團を新設することともとに、二航空團を増設せんとする点である法律案の改正の要点を申し上げます。

21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 469 470 471 472 473 474 475 476 477 477 478 479 479 480 481 482 483 484 485 486 487 487 488 489 489 490 491 492 493 494 495 495 496 497 497 498 499 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 509 510 511 512 513 514 515 516 517 517 518 519 519 520 521 522 523 524 525 526 527 527 528 529 529 530 531 532 533 534 535 535 536 537 537 538 539 539 540 541 542 543 544 544 545 546 546 547 547 548 549 549 550 551 552 553 554 554 555 556 556 557 558 558 559 559 560 561 562 563 564 564 565 566 566 567 567 568 568 569 569 570 571 571 572 572 573 573 574 574 575 575 576 576 577 577 578 578 579 579 580 581 581 582 582 583 583 584 584 585 585 586 586 587 587 588 588 589 589 590 590 591 591 592 592 593 593 594 594 595 595 596 596 597 597 598 598 599 599 600 600 601 601 602 602 603 603 604 604 605 605 606 606 607 607 608 608 609 609 610 610 611 611 612 612 613 613 614 614 615 615 616 616 617 617 618 618 619 619 620 620 621 621 622 622 623 623 624 624 625 625 626 626 627 627 628 628 629 629 630 630 631 631 632 632 633 633 634 634 635 635 636 636 637 637 638 638 639 639 640 640 641 641 642 642 643 643 644 644 645 645 646 646 647 647 648 648 649 649 650 650 651 651 652 652 653 653 654 654 655 655 656 656 657 657 658 658 659 659 660 660 661 661 662 662 663 663 664 664 665 665 666 666 667 667 668 668 669 669 670 670 671 671 672 672 673 673 674 674 675 675 676 676 677 677 678 678 679 679 680 680 681 681 682 682 683 683 684 684 685 685 686 686 687 687 688 688 689 689 690 690 691 691 692 692 693 693 694 694 695 695 696 696 697 697 698 698 699 699 700 700 701 701 702 702 703 703 704 704 705 705 706 706 707 707 708 708 709 709 710 710 711 711 712 712 713 713 714 714 715 715 716 716 717 717 718 718 719 719 720 720 721 721 722 722 723 723 724 724 725 725 726 726 727 727 728 728 729 729 730 730 731 731 732 732 733 733 734 734 735 735 736 736 737 737 738 738 739 739 740 740 741 741 742 742 743 743 744 744 745 745 746 746 747 747 748 748 749 749 750 750 751 751 752 752 753 753 754 754 755 755 756 756 757 757 758 758 759 759 760 760 761 761 762 762 763 763 764 764 765 765 766 766 767 767 768 768 769 769 770 770 771 771 772 772 773 773 774 774 775 775 776 776 777 777 778 778 779 779 780 780 781 781 782 782 783 783 784 784 785 785 786 786 787 787 788 788 789 789 790 790 791 791 792 792 793 793 794 794 795 795 796 796 797 797 798 798 799 799 800 800 801 801 802 802 803 803 804 804 805 805 806 806 807 807 808 808 809 809 810 810 811 811 812 812 813 813 814 814 815 815 816 816 817 817 818 818 819 819 820 820 821 821 822 822 823 823 824 824 825 825 826 826 827 827 828 828 829 829 830 830 831 831 832 832 833 833 834 834 835 835 836 836 837 837 838 838 839 839 840 840 841 841 842 842 843 843 844 844 845 845 846 846 847 847 848 848 849 849 850 850 851 851 852 852 853 853 854 854 855 855 856 856 857 857 858 858 859 859 860 860 861 861 862 862 863 863 864 864 865 865 866 866 867 867 868 868 869 869 870 870 871 871 872 872 873 873 874 874 875 875 876 876 877 877 878 878 879 879 880 880 881 881 882 882 883 883 884 884 885 885 886 886 887 887 888 888 889 889 890 890 891 891 892 892 893 893 894 894 895 895 896 896 897 897 898 898 899 899 900 900 901 901 902 902 903 903 904 904 905 905 906 906 907 907 908 908 909 909 910 910 911 911 912 912 913 913 914 914 915 915 916 916 917 917 918 918 919 919 920 920 921 921 922 922 923 923 924 924 925 925 926 926 927 927 928 928 929 929 930 930 931 931 932 932 933 933 934 934 935 935 936 936 937 937 938 938 939 939 940 940 941 941 942 942 943 943 944 944 945 945 946 946 947 947 948 948 949 949 950 950 951 951 952 952 953 953 954 954 955 955 956 956 957 957 958 958 959 959 960 960 961 961 962 962 963 963 964 964 965 965 966 966 967 967 968 968 969 969 970 970 971 971 972 972 973 973 974 974 975 975 976 976 977 977 978 978 979 979 980 980 981 981 982 982 983 983 984 984 985 985 986 986 987 987 988 988 989 989 990 990 991 991 992 992 993 993 994 994 995 995 996 996 997 997 998 998 999 999 1000 1000 1001 1001 1002 1002 1003 1003 1004 1004 1005 1005 1006 1006 1007 1007 1008 1008 1009 1009 1010 1010 1011 1011 1012 1012 1013 1013 1014 1014 1015 1015 1016 1016 1017 1017 1018 1018 1019 1019 1020 1020 1021 1021 1022 1022 1023 1023 1024 1024 1025 1025 1026 1026 1027 1027 1028 1028 1029 1029 1030 1030 1031 1031 1032 1032 1033 1033 1034 1034 1035 1035 1036 1036 1037 1037 1038 1038 1039 1039 1040 1040 1041 1041 1042 1042 1043 1043 1044 1044 1045 1045 1046 1046 1047 1047 1048 1048 1049 1049 1050 1050 1051 1051 1052 1052 1053 1053 1054 1054 1055 1055 1056 1056 1057 1057 1058 1058 1059 1059 1060 1060 1061 1061 1062 1062 1063 1063 1064 1064 1065 1065 1066 1066 1067 1067 1068 1068 1069 1069 1070 1070 1071 1071 1072 1072 1073 1073 1074 1074 1075 1075 1076 1076 1077 1077 1078 1078 1079 1079 1080 1080 1081 1081 1082 1082 1083 1083 1084 1084 1085 1085 1086 1086 1087 1087 1088 1088 1089 1089 1090 1090 1091 1091 1092 1092 1093 1093 1094 1094 1095 1095 1096 1096 1097 1097 1098

ますと、その第二点は、国防の基本方針並びに長期防衛計画の策定と、これに関連して総理の訪米の目的がただされましたのに對し、岸総理より、「訪米の目的は、日米間の正常な友好關係、協力關係を作るため、日米間の基本問題について話し合い、完全な理解を作り上げる点にあるが、国防の基本方針並びに長期防衛計画は、国防会議で決定される問題であつて、訪米までに早急にこれを策定し、成案を得れば、当然国民の前に明らかに示したいと考えである。なお、国防の根本方針は、外國の不当侵略に備えて、わが国力、国情に応じた自主的防衛体制を作ること、いわば、国防會議の任務である」旨、所見が明らかにされました。

とであり、また、わが国がSEATOのよくな地域的集団安全保障方式に加わる考えもない現在では、日米安全保障条約を廢棄して、共同防衛体制をなくすることは不適当であるから、現在の日米共同防衛体制は依然として堅持する考え方である。ただ、これをいかに合理化し、日米両国民の納得する形にするかが現下の問題である。原子兵器の日本への持ち込み、原子部隊のわが国内への配置の問題については、米側は、わが方の意思を無視して実施した例はこれまでもなく、また将来もあり得ないが、しかし、日米安全保障条約並びに行政協定の規定は、表面上は、いかなる部隊を駐留さずかは、米側が一方的になし得る建前になつておらず、この点不適当と考えるし、また、他面、現在においては、わが国は、安全保障条約締結当時に比し、ある程度防衛力が増加し、また国連にも加盟するなど、情勢は大きな変化を来たしているので、安保条約等は全面的に再検討すべき時期にきていると考へるので、日米友好関係を堅持する上から見て必要と考へる。なお、改訂に当つては、双方の根本について、米側首脳と話し合ひ、実情に沿つた改訂をすることが、何かの抽象論で行くと、わが方の海外派兵などの問題も派生してくるので、そういう観念論にとらわれず、現実的

「その第三点は、核兵器と防衛力増強との関係に關する点でありますて、この問題につき、岸總理及び小瀧防衛庁長官より、「新兵器及び技術の発達に対応して、新時代に處する部隊の編成と裝備の改善を考慮し、質的強化をはからんとするのが自衛力増強の根本方針であるが、核兵器については、他国と異なる立場にあるわが国としては、国民感情と國情を無視しては、日本の国防器の国内への持ち込み及び使用は、強く拒否する方針である」旨、所見が述べられました。

その第四点は、自衛力の増強と憲法第九条との関係の点でありますて、「長期防衛計画に基く自衛力の強化は、憲法第九条との関係において、合法的でありとする根拠いかん」との質問に対し、「憲法第九条は、自衛権それ自体を否定するものでないことは通説となっており、政府もまたこれと同様に解釈しておるが、この自衛権に基いて、わが国が他国より急迫不正の侵略を受けた場合、これを防止するに必要な最小限度の自衛力をを持つことは違憲ではなく、政府の考へておる自衛力の増強計画も、自衛のための必要最小限度のものであるから、憲法第九条に禁止されいる戦力には該当しない」旨、岸總理より所見が述べられました。なお、昨

日の委員会において、「核兵器の保有と憲法第九条との関係いかん」との点につきまして、「現在、核兵器と言われておるものは、原水爆が代表的なものであるが、その他のものも、伝えられるところによれば、多分に攻撃的性質を持つもののようにある。そうとすれば、この種の核兵器も、わが国がみずから持つことは憲法の容認するところではないと考えられる旨、小瀧防衛庁長官を通じて、政府の統一的見解が明らかにされました。この点に鑑し、さらに秋山、田畠、八木の各委員より、政府の見解のあいまいな部分について質疑を重ねたのであります。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田畠委員より、「本二法案に対し反対」の旨、次いで緑風会を代表して竹下委員及び自由民主党を代表して大谷委員より、「本二法案に賛成」の旨、それぞれ討論がなされました。

かくて、討論を終り、直ちに本二法案につき採決いたしましたところ、本二法案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 両案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。田畠金光君。

〔田畠金光君登壇、拍手〕

○田畠金光君 私は日本社会党を代表し、ただいま議題となりました防衛二法案について反対の意見を述べたいと思います。

岸総理は、近く渡米するに当り、国防の基本方針、長期防衛計画を携行する手はすになつておりますが、今回の二法案は、これら長期計画における年次計画にはかなりません。編成設備の質的改善をはかる、これがため誘導弾の研究開発を行うというのが法改正並びに本年度防衛予算の内容でありますが、研究開発はやがて利用に至る前提であり、原子力体制に第一歩を踏み出したものと言わなければなりません。

委員会における質疑応答を通し明らか

憲法の認めるところでないが、防衛的核兵器——小型核兵器保有は、憲法に違反しない。また、核兵器と言われるものがすべて憲法違反とは思われない。というような、憲法の戦力解釈に新たな内容を付加し始めてきたのであります。戦力なき軍隊といふ吉田理論から、急追不正の侵害があつた場合は、敵基地をも攻撃することができるとする鳩山理論を経て、戦術的原子兵器の保有も可能であるとする岸理論の展開は、いずれ時間の問題であると予見いたします。目的のために手段を選ばず、これが歴代保守内閣の権力政治の実体でありました。労働者に法の順守を説き、公務員に法の尊重を求める前に、政府みずから憲法を守ることこそ、政治に折り目を正す上において、緊急の課題であると考えます。政府は、近く憲法調査会を発足せしめると、政治に何を求める、いかなる権威を求めてよとうとするのか、およそ無意味と言わなればなりません。岸総理は、民主政治家として深く反省し、過去の罪跡を消滅したいというのであります。真に反省するならば、侵略戦争の廃墟の中から生まれた憲法を守り、教育基本法を尊重し、民主的公務員制度を堅持することこそ、反省の具体的立証であると思ひます。(拍手)岸総理は、過去

備が内外にわたり実現した曉には、いよいよ腹をすえて憲法改悪に乗り出していくと思ひます。こういう背景の中、平和憲法の精神をふみにじり、憲法を空文化する自衛隊の増強は断じて許すことはできません。（拍手）

第二の反対の理由は、日米安保条約、行政協定のもとにおける自衛隊の強化は、決して国家の安全を保障するものでもなく、アメリカのアジア政策、極東戦略に奉仕するにすぎないものであります。今日、政治家も、国民党も、政府も心を用うべきは、自衛隊の強化拡大ではない。国民をして、守るために植する国土を建設することであり、従つて不平等条約の解消をかちどることが第一の任務であると考えます。日米安保条約は、第一に基地貸与、駐留軍協定であり、アメリカ側は駐留権のみを保持し、日本防衛の義務は負つております。裁判管轄権の制限条項、MSA協定に基く防衛秘密保護法による土地接収、基地労務者に対する米軍由と人権に対する制限、土地収用法による一方的な解雇措置等は、不平等条約

われておるといふ事実であります。行政協定によりますると、日本国は合衆国に対し、施設、区域の使用を許すこととに同意するということになつておりますが、みずからの自由と権利を大幅に制限する協定に対し、日本国民はいつ同意を与えたでありますか。主権者国民の代表である国会がいつ承認を与えたのでありますか。しかも安保条約は不特定期限、無期限に存続し得るようになつております。アメリカが極東の緊張いまだ緩和せずと認定する限り永久に存続しなければなりません。沖縄の施政権の返還も望めないのです。わが国は旧暦、ようやくにして日ソ国交を回復し、国連に加盟することができたのです。今こそ完全独立へ、不平等条約解消に、民族的な足並みをそろえる時期であると考えます。この基本的戦いの目標を忘れて、傭兵的軍備強化に奔走することは、事理の曲直をわきまえず、事の本末を転倒するものと評さなければなりません。(拍手)

核兵器実験がそれであり、過般、西独は原子兵器アデナウアー首相も、西独は原子兵器武装に進むことを宣言いたしました。歐州諸国の大部、NATO加盟諸国は、好むと好まざるとにかかわらず、やがて米国の戦術的原子兵器によつて武装されるという運命の前に立たされであります。一方、シベリアのかなたにおきまして、ソ連は、しばしば無警告の核兵器実験を繰り返し、これまた、相手方がやめないいうちはこちらもやめない、こういうような態度であり、世界の世論に背を向けておきまます。このような国際情勢の中におきまして、日本安全保障条約に轉られた日本が、原子兵器は持ち込まない、原子力支援部隊の駐留申し込みは拒否するなどといって、いつまでも、そのような態度が続けられるでありますようか。対米従属の姿を清算しない限り、自衛隊の原子兵器武装も、時間の問題にすぎないとわれわれは考えます。去る四月の十四日に、十八名の西独原子科学者たちは、アデナウアーの原子力武装宣言に対し、警告的な声明を発しておられます。いわく、「将来の原子戦で国民をその破壊力から守る方法は、現在の科学の力をもつてしては不可能である。世界に二つの大きな原子兵器国家が現存する今日、西独のような小国が原子兵器で武装しても無意味である。むしろ、原子兵器による武装を断念す

ある。」こういう宣言であります。私は、この警告をこのまま岸内閣と与党に贈呈したいと考えております。(拍手)世界の良心にそむいて岸内閣の防衛政策はぐんぐん進められようとしておりますが、こういう世界の動きを見まして、私は断固反対しなければならないであります。

岸総理は、国会終了後、訪米の前に東南アジア諸国を歴訪されるといふことであります。話し合いの外交、巨頭外交の今日、総理のこれら企ては、それ自体は大いにけつこうなことであります。しかし問題は、総理の心がまえいきん、現内閣の外交方針いかんが、東南アジアの旅行の成果を左右するものと考えます。これら諸国、ことにコロンボ・グループ諸国は、中立平和主義の外交の國であります。経済自立のために、資本、技術援助を強く求めておることは事実であります。しかし、どこまでも、ひもつき援助を排し、外國資本の国有化、植民地主義の排撃、民族独立運動の熾烈な国々であるのであります。これら諸国の多くは、また、すでに国内的には社会主義建設の方向に大きく踏み切っております。セイロンのバンダラナイケ政権、ネールの国民党の政策、ビルマの反ファシスト自由人民連盟の政策等、すべてそうであります。岸外交は、經濟外交を重視し、特に東南アジアに対して

は、アメリカの資本と日本の技術による開発を主張しておりますが、もしかた諸国をドル資本によつて縛ろうとする底意でもあるといたしますならば、日本はみずから大きな負債を近く背負わなければならなくなるでありますよう。特にこれら諸国は、外に対しましては平和中立政策により、内、国内建設、国民生活安定に、全精力を傾けております。また、これら諸国は、いずれも、かつて日本の侵略を受けた国々であります。日本の軍国主義復活を極度に恐れている国々であります。また、お隣の中国はどうでありますよう。これまた第二次五カ年建設の初期の段階に入り、経済建設、社会主義建設に国力を集中しておる体制であつて、日中外交正常化については、両国政府間において正式かつ全面的に国交回復の段階に来ているということは、今わが党は節団との共同コミニニケによつて明らかであります。かかるアジア、極東の情勢に照らしまして、今日、日本政府のやるべき政策は、国民生活の安定、経済建設、社会福祉の強化であつて、断じて自衛力の強化であります。あつてはなりません。(拍手)

を強く要請いたしましたて、私の反対討論を終ることにいたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) これにて、討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。
これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案の表決は記名投票をもって行います。両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) 投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百五十六票
白色票 百票
青色票 五十六票
よつて両案は可決せられました。

(拍手)

贊成者(白色票)氏名	[参照]
森 八三一君	前田 久吉君
早川 懈二君	豊田 雅孝君
大川 光三君	竹下 豊次君
村上 義二君	廣瀬 久忠君
武藤 常介君	川口爲之助君
島村 軍次君	北 勝太郎君
慶島守之助君	石井 桂君
堀 松岡 平市君	伊能繁次郎君
梶原 茂嘉君	加賀山之雄君
堀 末治君	有馬 英二君
近藤 鶴代君	上林 忠次君
藤野 繁雄君	谷口弥三郎君
森田 義衛君	後藤 文夫君
一松 定吉君	鶴見 祐輔君
草葉 隆圓君	仲原 善一君
柴田 栄君	松村 秀逸君
堀本 宜實君	鈴木 万平君
手島 荣君	重政 廉徳君
西川源平治君	雨森 常夫君
土田国太郎君	大沢 雄一君
迫水 久當君	三木與吉郎君
横川 信夫君	野本 品吉君
秋山俊一郎君	最上 英子君
岩沢 忠恭君	高野 一夫君
宮田 重文君	小柳 牧衛君
青山 正一君	堀木 鎌三君
左藤 義詮君	植竹 春彦君
黒川 武雄君	苦米地義三君
中山 壽彦君	泰山 三六君
小林 英三君	大野木秀次郎君

寺尾	豐君	松平	勇雄君
井上	清一君	西田	信一君
平島	敏夫君	後藤	義隆君
勝俣	稔君	小西	英雄君
佐藤清一郎君		西岡	ハル君
吉田	萬次君	横山	フク君
榎原	亨君	佐野	廣君
青柳	秀夫君	高橋進太郎君	
大谷	瑩潤君	寺本	廣作君
劍木	亨弘君	小幡	治和君
上原	正吉君	小瀧	彬君
郡	祐一君	西郷吉之助君	
小林	武治君	小山邦太郎君	
石坂	豊二君	下條	康麿君
江藤	智君	田中	茂樹君
笠森	順造君	林屋	龜次郎君
杉原	荒太君	吉野	信次君
林田	正治君	辻	武壽君
北條	鶴八君	天坊	裕彦君
平林	剛君	森中	守義君
鈴木	強君	藤田	藤太郎君
相澤	重明君	松永	忠二君
柴谷	要君	山本	經勝君
岡	三郎君	亀田	得治君
秋山	長造君	田畠	金光君
大倉	精一君	安部	キミ子君
藤原	道子君	千葉	信君
中田	吉雄君	吉田	法晴君
近藤	信一君	河合	義一君
成瀬			

島 清君 加藤シヅエ君
松本治一郎君 三木 治朗君
東 隆君 荒木正三郎君
岩間 正男君 橋川 正市君
長谷部ひろ君 鈴木 齊君
大河原一次君 伊藤 顯道君
光村 基助君 湯山 美君
加瀬 完君 阿部 竹松君
安部 清美君 植 繁夫君
阿具根 登君 矢嶋 三義君
小林 孝平君 小酒井義男君
永岡 光治君 高田なほ子君
片岡 文重君 羽生 三七君
岡田 宗司君 栗山 良夫君
清澤 俊英君 棚橋 小虎君
内村 清次君 山田 節男君

社会教育法の一部を改正する法律案
可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、昭和三十二年度特別会計予算補正(特第1号)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（松野鶴平君）　御異議ないと認
ります。

ます。委員長の報告を求めます。予

貴委長長吉米地義二君

〔審査報告書は都合は〕より退録は
掲載

昭和三十二年度特別会計予算補正
(特第1号)

昭和三十二年四月二十三日
衆議院議長 益谷秀次
参議院議長 松野鶴平殿

〔苦米地義三君登壇、拍手〕

した昭和三十二年度特別会計予算補正(特第一号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げ

この予算補正は、新たに設置される臨時受託調達特別会計の予算に関するものであります。すなわち日米相互防衛協定に基き、日本国政府に無償

で譲渡される予定の二千三百トン級艦
船二隻について、米国政府による直接
調達方式によることなく、日本国政府
との間に契約を締結し、日本国政府が
国内においてこれを調達することとな
りましたので、その經理を一般会計と
区分して行うため特別会計を設け、所
要の予算措置を講じようとするともので
あります。右、艦船二隻の建造所要經
費は約六十七億円と見積られておりま
すが、この予算補正におきましては、そ
の額額につきまして、昭和三十一年度
以降三年度内において国庫の負担と
なる契約を昭和三十二年度において結
ぶことができるよう、國庫債務負担行
為につき議決を求めておりますとともに
に、艦船の出来高に応じて米国政府か
ら支払いを受ける金額を受け入れ、これ
をそのつど直ちに支払いに充てるため
に、昭和三十二年度においては、十二
億七千万円の歳入歳出が予定されてお
るのであります。以上が、本補正予算
の大体の内容であります。

すなわち、「岸総理は、安保条約その他日米両国間の基本的な諸問題について話し合ひを行うため、近く訪米されるのであるから、今回の駆逐艦受託調達のときは、その話し合いによつて日米関係が調整された後に行ひべきではないか、この駆逐艦のほかにも、わが国にはすでに二十八隻の駆逐艦があるのであるが、これらの駆逐艦は戦力ではないか、今回建造される駆逐艦には、原子兵器や誘導弾など装備しないか、米国政府の委託を受けて日本政府が調達することとなつておるが、日本両国政府間の取りきめであるにもかかわらず、なぜ条約または協定の形式をとらないのであるか、また、このような間接調達方式によつて日本側にどのような利益があるか、資材の値上がり等で六十七億円では不足する場合どうするか、また、この駆逐艦の国内調達によつて造船その他平和産業を圧迫するおそれはないか、防衛生産に対する政府の基本の方針を明らかにしてもらいたい」などの質疑がございました。これに対しまして、岸内閣総理大臣から、「M.S.A協定に基き供与を受ける駆逐艦を国内において調達することは、かねてから日米双方の間に協議を重ねてきたことで、私の訪米と直接関係のある問題ではない、わが国に現在ある駆逐艦等は、自衛のため必要な限度内のものであつて、憲法第九条に言ふ戦力ではない、原水爆を中心とする

いわゆる核兵器を持つことは、憲法で「適當ではないと思う」などの答弁がなされ、関係閣僚及び政府委員から、「今後は建造しようとする駆逐艦の装備は、射撃装置に重点を置いて、原子兵器はもちろん、誘導兵器を取りつけない。」と、私法上の契約であるから、条約には協定によることを必要としない。直接調達方式は、将来わが国で使用される艦船について、その設計、監督、検査等すべて日本側でやれるので便宜が多いこと、日本の技術水準の向上に役立つこと等の利益がある。建造に必要な経費は、最高限を見込んでおるものであるから、不足を生ずるおそれはない。また、艦船の建造能力や機器の製造能力は十分あるので、産業上の圧迫となるようない心配はない。今後の防衛生産については、防衛計画の正式決定を待ち、それに即応してわが国防衛構造の育成をはかる方針である」などの答弁がございました。このほか委員会においては、きわめて広範囲にわたっておりましたが、その詳細につきましては会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、四月二十五日をもらまして質疑を終了し、二十六日、討論を行いましたところ、日本社会党を代表して、中田委員が反対討論をされました。これをもつて討論を終り、採決の結果、予算委員会に付託されました昭

和三十二年度特別会計予算補正（特第1号）は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告を終ります。（拍手）
○議長（松野龍平君） 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。
木田吉雄君
〔中田吉雄君登壇、拍手〕
○中田吉雄君 私は、ただいま議題となりました昭和三十二年度特別会計予算補正（特第1号）に關しまして、日本社会党を代表し、反対討論を行わんとするものです。
まず、反対をします第一の理由は、本予算補正によりまする駆逐艦二隻の建造は、わが国の独立と平和に対しまつするわが党の基本方針と全く相違いたからであります。本予算補正は、新設されまする臨時受託調達特別会計に関するものであり、この会計は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き、米国より無償で譲渡される予定の艦船二隻を日本国内で調達するため、新たに設けられるものであります。すなわち、これによつても明らかなるように、これは日米間に取り引きが國の独立と平和を脅かし、民主主義が保障条約、M.S.A協定については、わが國はその成立の当初より、かえつてわ

をそこなうものとして、全党をあげて反対をしてきたところであります。自來兩条約を締結いたしましてから、それぞれ安保条約は五年、MSA協定は三年を経過いたして参りましたが、安保体制、MSA体制が、わが国の独立を妨げ、いかに平和を脅かしているかは、九千万同胞ひとしく身をもつて、いやといふほど体験しているところであります。すなわち、終戦以来十二カ年間を経過いたしました現在においても、なお防衛分担金四百余億円をことしで、予算に対するアメリカの強い内政干渉を受け、また予算は軍事的な性格を与えられ、わが国経済の正常なる発展と国民生活の安定が著しく阻害されているのであります。若干の経済的好況をもって、この事態に目をおおふことはできません。また米軍は、今なお數百カ所の基地を保有するばかりでなく、その擴大さえ要請し、ために内灘、砂川、相馬ヶ原と、同胞相争い、国論は完全に分裂を来たしているのであります。かかる事態をこのままでし、幾ら再軍備をいたしましても、何ら安全保障とならないことは明白であります。従つて、かような国民的悲劇の根源である安保条約、行政協定、MSA協定等の改廃は今日急務とするものがありません。不平等条約改廃の根柢である党の提唱が、国民のほうはいたる感を呼びだしておりますのは、這般

の消息を物語るものと言わなくてはなりません。従つて、わが国が今をすべきことは、本予算補正により、艦船の譲渡を目的とし、艦船を建造し、安保、M.S.A.の体制の矛盾をさらにこの上拡大することでは断じてありません。何よりも、安保体制を再検討しが改廃によって、新しいベースの上に日米百年の友好と眞の平和のための措置を確立すべきであります。しかるに、安保条約、行政協定を結ばれた自由民主党に、おかれていますら、その矛盾を認め、岸壁修理自身、安保条約の再検討と岸政権を離れることのための訪米計画をされながら、ただでもらうのだからと防衛を安易に考えられて、依然として旧奪回を脱することのできないことを見ますると、岸内閣の眼界もきわめて狭いと言わなくてはなりません。(拍手)

ことに対する代償として、わが国へは、この艦船の援助が、果してわが国の防衛や平和について日米の利害の完全ないいと言わなくてはなりません。これは最近におけるアメリカの与國の動向を見れば明瞭であります。特に原子兵器や誘導弾兵器の出現とその発達は、安全保障条約の前提でありますアメリカの世界戦略と外交の一大転換と修正が迫られております。すなわち、一九五五年においては、西欧同盟諸国は、人口において三〇・四%、共産主義諸国は三八・五%、中立主義諸国は二四・六%、面積においては、西欧同盟諸国はわずか三三%にすぎず、共産主義諸国は二七%、中立主義諸国は実に四〇%の多さに達しているのであります。すなわち米ソそのいすれにも属さない諸国が全世界の三分の一を占めいるのであります。すなわち米ソ両勢力の間にはさまれた諸国で、わが国のような大国でありながら、米ソそのいずれかと割り切つて、今なお対米一辺倒の外交政策をとつてゐる国は、わが日本保守党のみと言わなくてはならぬのは、まことに遺憾と言わなくてはなりません。（拍手）すなわち原子兵器の前には、勝利者ではなく、原子兵器に防衛がないと言われてゐる現在においては、現行の集団安全保障体制より、もつと次元の違つた別な安全保障体制を探求すべきであります。ヨーロッパ

においてNATO、ワルシャワ条約を包摶する新体制が熱心に求められています。アジアにおいても、自由民主党内閣のことく、一九四二、三年ごろの廢品同様の輸送機や哨戒機をアメリカからいただき、やがて原子力部隊の駐留を求められ、中ソ両国を仮敵國とするような方策が、断じてわが国の安全保障にならぬことは明らかであります。すなはちアメリカに偏せず、思想や制度は違つても、中ソ両国を敵にしない自主独立の、日本、米国、中國、ソ連を含むわが党の相互安全不可侵体制こそ、最良の安全保障と言わなくてはなりません。（拍手）元来独立の十分でない国が作る軍備は、いかなる原因によりましようとも、自國のためではなく、強國の手段に利用されているのが落ちであることは歴史がこれを実証するところであります。今なすべきことは、艦艇の供与を受けたり、軍備を増強したりすることではなく、アメリカからの完全な独立であり、基地の撤退であります。防衛力の充実が基地撤退の前提であつてはならぬのであります。完全に独立してから、再軍備をなすべきかどうかは、国民の自由な意思によつて決定しても決しておそくなのであります。またインド、パキスタン、ビルマ、インドネシア、セイロン等、主要なアジアの諸国は、中共政権をいち早く承認しているにもかかわ

りませんず、アメリカの意向をそんたくし、対中共政策をきめかねているよなことで、独立国の外交の面目はどこにありやと言わなくてはなりません。中国と国交を調整しないことが日米外交であつては、それは協力ではなくて、対米従属と言わなくてはなりません。従つて、わが国において大切なことは、繰り返して申しますが、米国からの独立の完成であり、外交自主権を確立し、積極的に対中共政策を確立すべきであります。しかるに岸総理は、安全保障条約の改訂を唱えられながら、また外交や防衛について、わが党と平仄を合わせ、世論を刺激しないような慎重な配慮を使われながらその実、今回の措置を見ても、徹底した対米追随の外交である点は断じて看過してはならぬと思うわけであります。鳩山、石橋内閣の外交より、大きく述退している点は遺憾と言わなくてはなりません。本予算補正は単に驅逐艦二隻に関するものではなく、その日米の本質に触れる一端として、わが党は基本的に反対するものであります。

だ、そして最も多かつた大東亜戦争時代の昭和十七年の五十一にはなお及ばないといったとしても、整理検討もせず、見さかいもなく特別会計を設置いたしましたことは、財政法第十三条による單一予算主義の原則の例外として特別会計を認めた根本原則に反するものといったとして、断固反対するものであります。次に、国庫債務負担行為を三年間といたしたことは長きに失するものと言わなくてはなりません。債務負担行為は、歳出予算とは違つて、本来、後年度にわたるものであり、從来非常に長期にわたるもののが多かつたのであります。そこで、現行財政法においては、議会の議決を経たものといえども、あまり長期にわたりますことは避けべきであるとしているのであります。それは時の経過につれ、また議会の解散等で、その構成も変り、また経済界の情勢等の変化にかんがみて、財政法第十五条の三項は、これを二三十年以内と限つていたのです。しかしかるに、本債務負担行為を二三十年の限度ぎりぎりまでとつたことは妥当の措置ということはできません。国内におけるものならともかく、外国としかるべきものでは、後年必ずや予算単価その他のをめぐり紛争なきを保しがたいのあります。また、安保条約再検討の

必要な現在、本予算補正を通じ、あるいは、これが本契約の真のねらいであつたかもしれません、MSA体制に今後三カ年の長きにわたってわが国を縛りつけ、国民の要望であるところの安全保障体制の改廃を著しく困難にすることは断じて許すことができない点であります。(拍手)

次に、丙号としての練越明許賈についても同様であります。練越明許賈が、本予算補正のごとく、軍事費を目的にするものにあっては、かつての臨時軍事費がわが國財政に与えましたおそれべき悪夢を想起いたしていただきますならば、本予算補正によってかかる外法権的特権を与えることはできないのであります。

次に、受託契約に対して政府が私契約としておる点であります。予算委員会におけるわが党議員の質問に対し、岸総理を初め関係閣僚の答弁でも明らかなように、本予算補正による受託契約は、日米相互防衛援助協定に基くものであり、単なる私契約にすぎないとして、事態の重大性に目をおわさんとしていますが、しかし決してこれを軽く見ることはできないであります。

ことに一国の国防に関するものであり、しかも、本契約によつて譲渡を予定されています二千三百トン型のこの種艦船は、米国においてはすでに誘導弾フリゲートまたは駆逐艦として、説明されています二千三百トン型のこの

現状にかんがみ、防衛の本質に重要な質的転換を与えるものであり、国の権利義務を制約するものであつて、今回の政府の措置のことく、私契約同様の取扱いをすることは、決して当を得たものでないと言わざるを得ません。国にかかる重要な事項が、ほとんど日米安全保障条約からこれを除き、あけて行政協定に譲られ、現在、そのことが日米協力にかえつて抜きがたい障害を与えていることをもつてみましても明らかであつて、当然政府は、憲法第七十三条第三項に基き、日米間の条約もしくは協定を結び、国会にその承認を求めるべきであると存ずるものであります。しかるに今回、政府はあえてこれをなさず、閣議の了解事項として事態を糊塗せんとすることは、憲法の規定に違反するのそしりを免れないと言わなくてはなりません。……

○中田吉雄君(続) 切り離し、艦船建造し、革新と保守の二大政党の対下、両者の外交と防衛政策の懸隔をますます大にする措置をとられたことは、はなはだ遺憾と言わなくてはなりません。

最後に、討論を終るに当り、私は、昭和二十九年九月二十六日を想起せざるを得ないわけであります。当日、吉田總理は、わが国外交の進路をアメリカに求めて訪米されました。またわが党も同じ日に鈴木委員長以下、中国共産党との旅に立たれ、わが党は、その後堅実な發展をいたしましたが、吉田總理は、やがては、あえなく退陣のやむなきに至りました。三年後の現在、わが党が浅沼赳氏記長を中国に送り、岸總理は、やがて米国を訪問されます。吉田總理の轍踏まれないことを切に祈つてやまないものであります。私は、両党が互いに他党を批判することではないに、……

○議長(松野謙平君) 中田君、時間です。

○中田吉雄君(続) これを契機に、米、中の関係が日本を媒体として共通の立場になることを期待しつつ、本予算補正に対して反対討論といったるものであります。(拍手)

○議長(松野謙平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

○議長(松野謙平君) この際、御紹介いたします。
国賓として来日されておられますペキスタン内閣總理大臣フセイン・シャヒード・スラワルディ氏は、多忙な日程を割いて本院に来訪され、ただいま貴賓席に見えられました。このことは、本院としてまことに喜びにたえません。ここに諸君とともに、心からなる歓迎の意を表します。

〔拍手起立〕

○議長(松野謙平君) これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

(拍手)

○議長(松野謙平君) この際、日程に追加して、臨時受託調査特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

国有財産法の一部を改正する法律案
国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)

以上、三案を一括して議題とする」と御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野謙平君) 御異議ないと認めます。

官報(号外) 第二点として、この振興計画を達成するためには政府のとるべき主要な措置として、設備近代化のための所要資金を確保し、合理化カルテルを実施する必要があるときは、これを指示し、品質管理確保のための検査設備の基準を公表する等の措置を行うことを規定しているのであります。

また、設備資金の確保につきましては、特に合理化機種に関して、政府は、日本開発銀行の特別融資を予定し、さしあたり三十二年度は五億円を要求中であります。これは機械工業振興臨時措置法と同様、一般開銀融資より低利、かつ長期とし、担保条件を緩和するなど特別措置を講ずることになつております。その他の機種につきましても、同銀行の通常の融資条件による資金のあつせんを行ふことになります。

次に、合理化カルテルの指示につきましては、現行独占禁止法の適用を除外して、生産品種及び使用する部品の規格の統一、生産品種別の製造数量の制限、部品または原材料の共同購入などについて、通産大臣の指示により積極的にカルテルを締結させることにしております。さらに、品質管理確保のための検査設備の基準の公表についても、企業が具備すべき検査設備とその維持に関する具体的な基準を定めて公表し、各企業における電子機器の品質管理の励行を期待しようとする

ものであります。なお、本法案全体の運用に当つては、電子工業審議会を設置して、通産大臣の諮問に応じ、本法実施の適正をはかつておるのであります。

商工委員会としては、本法案の対象業種である電子工業の実態把握のため、関係工場を視察する等、審査に慎重を期したのであります。なお、委員会における審議の詳細は会議録に譲りたいたいと存じますが、特に質疑の中心となりました点について申し上げますと、

その第一は、本法案が機械工業振興臨時措置法と何ゆえに別個に立法されたかという問題、第二に、技術提携にからんで電子工業内における大企業と中小企業の関係、さらにこれに付隨して下請代金支払いの問題、第三に、電子工業振興対策費として三十二年度予算に計上してある予算の使途に対する政府の見解、特に中小企業に対する研究の助成方策についての政府の考え方、第四として、本法運用に際して科学技術庁と通産省との調整をいかにするかという点でございます。その他、電子工業と防衛需要との関係とか、電子技術者養成対策、あるいは独禁法と本法案との関係が問題となつたのであります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、豊田委員より、「本法運用に当つては、施策の対象を大企業に偏ることなく、下請企業、中小企業

の振興、育成に留意するとともに、また
に下請代金支払いには十二分に意を用
いることを希望して賛成する」との意を申
見の開陳があり、次いで、日本社会普
通を代表して阿貝根委員より、「本法の「
とく、科学技術振興対策に關係ある法律
は、科学技術行政の一元化というう
地から、本来は、科学技術庁に運用さ
せるべきと思うが、本法に限らず、科
学技術に関する一連の対策は、運用及
び予算の面において、各省間のセクター
主義によつて技術向上と研究の成果が
阻害される危惧のあるのにかんがみ、
政府は、かかる事態の起らぬよう、本
法の運用に当り万全を期されたい」と
の希望を付して、賛成意見の開陳があ
りました。

以上で討論を終り、採決に入りました
たところ、全会一致をもつて原案通り
可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。

本案全部を問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

る法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とする」とに御異議ございませんか。

○副議長(寺尾豐君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長岡三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

社会教育法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十二年四月十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

社会教育法の一部を改正する法律案

社会教育法の一部を改正する法律案

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のようにも改正する。

附則に次の二項を加える。

6 第十三条の規定は、国が、社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行つてそれを主たる目的とするものに対

し、当該事業に開し必要な経費について行う補助に關しては、当分の間、適用しないものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

參議院會議錄第二十九號中正誤

五三二

卷之三

明治二十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料共々)

發行所

東京都新宿区市谷木村町一五
大藏省印刷局
電話九段四三一五五八
郵便番号一五